

執筆者：

E-mail✉ [今泉 勇](mailto:imura_yu@nishi.asahi.com)E-mail✉ [Nguyen Tuan Anh](mailto:nguyen_tuan_anh@nishi.asahi.com)E-mail✉ [Nguyen Dang Trung](mailto:nguyen_dang_trung@nishi.asahi.com)

2022年1月1日より、ベトナム政府は、ベトナムに拠点のない外国企業による電子商取引活動を規制するため、ベトナムに拠点のない外国の電子商取引事業者のうち特定の種類の者につき、ベトナム商工省(以下「商工省」という。)への電子商取引ウェブサイトの登録、及び登録バッジの取得等を求める新規則を施行した。当該規則の適用を受けるベトナムに拠点のない外国の電子商取引事業者は、2022年12月31日まで猶予期間を与えられており、その日までこの新規則を完全に遵守する必要がある。

以下のいずれかに該当するウェブサイトを所有している者は、上記各義務を負う。

- (i) ベトナムのドメイン名(すなわち「.vn」)を持つ電子商取引ウェブサイト
- (ii) ベトナム語で表示される電子商取引ウェブサイト
- (iii) ベトナムからの取引が年間10万件以上ある電子商取引ウェブサイト

2022年3月30日、商工省の下位機関であるベトナム電子商取引・デジタル経済庁(以下「電子商取引・デジタル経済庁」という。)は、ベトナムに拠点のない外国企業により所有される電子商取引ウェブサイトの登録手続の詳細を規定した、オフィシャルレター第292/TMDT-CS号を発行した。当該オフィシャルレターによれば、上記に該当する電子商取引ウェブサイトを所有する、ベトナムに拠点のない外国企業は、ベトナム国内にて設立され、ベトナムの法律に基づいて運営されている電子商取引ウェブサイトの所有者と同様登録手続を遵守する必要がある。電子商取引ウェブサイトの登録義務が遵守されなかった場合、当該ウェブサイトの所有者は、最高6,000万ドン(約30万円相当)の罰金を科される。

登録手続は、当局のサイト¹にてアカウント登録後、オンラインにて行うことができる。必要書類のスキャンデータのオンライン提出が確認された後、必要書類のハードを電子商取引・デジタル経済庁に送付し、確認及び検証を受ける。スキャンデータ及びハードの内容が一致すれば、上記アカウント保有者は、登録バッジ(下記参照)を受け取ることができ、当該バッジを自社ウェブサイトに表示することで、登録手続は完了となる。




ベトナムでは、システムエラーや当局の業務負担等様々な理由により、登録手続が頻繁に遅延するため、上記の電子商取引ウェブサイトの所有者で、まだ商工省から登録バッジを取得していない所有者は、早期に対応を取ることが推奨される。

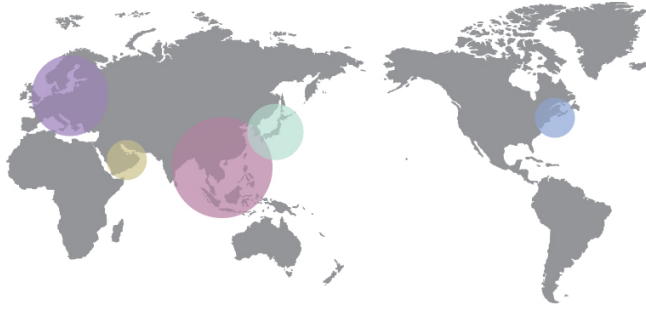
¹ <http://online.gov.vn/>

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590

社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013

社員 井垣太介
廣田雄一郎
白杵弘宗
伴真範
仁木覚志

福岡

Tel 092-717-7300

社員 尾崎恒康
高木謙吾
中川佳宣

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP

Tel +1-212-830-1600

E-mail info_ny@nishimura.com

ニューヨーク事務所執行パートナー

山口勝之
ニューヨーク事務所副統括 清水恵
パートナー Stephen D. Bohrer
ニューヨーク事務所パートナー 辰巳郁
浦野祐介
梅田賢

ドバイ

Tel +971-4-386-3456

E-mail info_dubai@nishimura.com

パートナー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe

Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)69-257-298-800

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe

Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com

共同代表 石川智也
Dominik Kruse

バンコク

Tel +66-2-126-9100

E-mail info_bangkok@nishimura.com

共同代表 Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600

E-mail info_beijing@nishimura.com

首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-5280-3700

E-mail info_shanghai@nishimura.com

首席代表 野村高志
代表 木下清太
東城聡

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners

Tel +62-21-5080-8600

E-mail info@wplaws.com

執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617

E-mail info_jakarta@nishimura.com

パートナー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670

E-mail info_singapore@nishimura.com

共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝
煎田勇二
Ikgang Dharyanto

ご案内: シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586

E-mail s.okada@nishimura.com

代表 岡田早織

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870

E-mail info_vietnam@nishimura.com

代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432

E-mail info_vietnam@nishimura.com

共同代表 今泉勇
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

パートナー 大矢和秀

台北

西村朝日台湾法律事務所

Tel +886-2-8729-7900

E-mail info_taipei@nishimura.com

共同代表 孫櫻倩
張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所

Last updated: 2022.7